平成３０年（フ）第２８９７号
東京都調布市布田６丁目42―14
債務者　石田　洋美
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８９９号
東京都豊島区上池袋１丁目14―８―201
債務者　谷口　有美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９００号
東京都世田谷区千歳台３丁目11―７―103
債務者　西岡　　裕
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９０１号
東京都世田谷区千歳台３丁目11―７―103
債務者　西岡美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９０２号
東京都大田区大森東５―21―11―103、住民票上の住所東京都大田区本羽田１丁目８―25
債務者　高須　由果
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９０５号
東京都中野区鷺宮１丁目24―12―201
債務者　渡部　重幸（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９１１号
埼玉県上尾市緑丘１―５―26　グリーンコートＢ102、住民票上の住所東京都日野市神明３丁目12―５
債務者　佐藤　晃平
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９１２号
東京都世田谷区桜丘３丁目27―９　ハウスＫ103
債務者　渡邉　宏和
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９１６号
東京都練馬区中村南１丁目31―17―107
債務者　宇梶　浩子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９１８号
東京都日野市旭が丘４丁目７―５　シティハイツ日野旭が丘２―218
債務者　森　　正之
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９２５号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目16―12―404
債務者　福田　裕孝
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９２８号
東京都江東区南砂３丁目７―５―402
債務者　江尻かをる
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９３９号
東京都杉並区梅里２丁目１―３―103
債務者　安原　　廉
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９４３号
東京都練馬区桜台１丁目40―３―101
債務者　西塚　勝義
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部